

御浜町職員採用試験（A日程）募集要項

令和8年4月採用

事務職（一 般）

事務職（情報処理）

技術職（土木技術）

御浜町役場 総務課

1. 職種及び採用予定数等

職 種			採用予定数
一般行政職	事務職	一 般	4 名程度
		情報処理	1 名程度
	技術職	土木技術	1 名程度

※受験申込は、一人一つの職種に限ります。複数の職種に申し込むことはできません。

2. 業務内容及び採用予定年月日

御浜町職員として、上記の職種の業務に従事します。

なお、将来の異動でほかの業務に従事する場合があります。

採用予定年月日は令和 8 年 4 月 1 日です。ただし、卒業見込みの方が卒業できなかった場合は、採用を取り消します。

3. 受験資格

【全職種共通】

- ① 学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を卒業した人または令和 8 年 3 月末までに卒業見込みの人
- ② 地方公務員法第 16 条（欠格条項）のいずれにも該当しない人

【事務職（一般）】

- ① 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた人

【事務職（情報処理）】

- ① 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- ② 経済産業省における情報処理技術者試験の資格を有する人
(IT パスポート試験と初級システムアドミニストレータ試験を除く)

【技術職（土木技術）】

- ① 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた人

※合格者（全職種共通）には、卒業証明書、在職証明書等の証明書類の提出を求めます。資格要件を満たしていることが確認できなかった場合は、採用を取り消します。

※地方公務員法第16条（欠格条項）

- 1号 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2号 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3号 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験の日時、会場等

（1）第1次試験

○試験日 令和7年9月21日（日）

○開始時間※ 午前8時45分から

○会場※ 御浜町役場庁舎内会議室

※受験者が多数の場合は、開始時間・会場を変更する場合があります。

○試験の内容

【全職種共通】

試験	内 容	出 題 数	解答時間
教 養	時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	40題	120分
作 文	文章能力等をみる（当日テーマ発表） ※作文については、第2次試験において採点・評価します。	1題	60分

（2）第2次試験

○試験日 令和7年10月19日（日）

○開始時間 第1次試験合格者に対して個別に開始時間をお知らせします。

○会場 御浜町役場庁舎内会議室

○試験の内容 個人面接または集団面接

○最終合格発表 令和7年10月29日（水）予定

5. 受験手続

(1) 申込方法（インターネットによる申込み）

以下のURLまたは二次元コードにアクセスし、申込フォーム（Logo フォーム）から受験申込内容を入力・送信してください。

<https://logoform.jp/form/aQkz/1129544>



(2) 申込受付期間

令和7年7月29日（火）午前8時30分から

令和7年8月28日（木）午後5時15分まで

※ 受付期間内に申し込みが完了しなかった場合は、受験できません。

※ 受付開始日及び終了日を除き、受付期間中は24時間申し込みを受け付けますが、受付期間終了直前は、システムが混みあうこと等により申し込みにかかるおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。

6. その他

やむを得ない事情によりインターネットによる申込みができない場合

受験申込みは、原則、上記のインターネットによる申込みとなりますが、やむを得ない事情により、インターネットによる申込みができない場合は、郵送による申し込みを受け付けます。

※やむを得ない事情について

下記の項目に該当する場合はやむを得ない事情とします。

- ・ インターネットに通信可能なパソコン・スマートフォンを所持していない。
- ・ その他インターネットに通信可能な場所を利用できない。
- ・ 障がい等によりインターネットの利用ができない。

(1) 提出書類

- ①受験申込書……御浜町交付のもの

(町公式ホームページでダウンロード可)

- ②写真……縦4cm×横3cmを1枚 (受験申込書に貼付)

提出前3か月以内に撮影し正面脱帽で本人と確認できるもの

(2) 提出先

御浜町役場 総務課

(〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1)

(3) 受付期間

5. 受験手続の(2)申込受付期間と同じ期間(郵送の場合は必着とします)

延期になる場合について

試験日当日、当町に警報が発表されているなどの緊急時は、試験の実施を延期する場合があります。その場合は、午前7時時点で実施か延期かを判断し、町公式ホームページ (<https://www.town.mihama.mie.jp>) 及び申込フォームにて登録したメールアドレスへのメールにてお知らせします。

[問い合わせ先]

御浜町役場 総務課 総務係

TEL:05979-3-0505 E-mail:m-soumu@town.mihama.mie.jp